

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和3年7月30日
【計算期間】 第8期中（自 令和2年11月1日 至 令和3年4月30日）
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
（Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund）
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、令和3年4月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

なお、以下は過去の実績を示したものであり、将来の運用成績を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2021年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	88,194,376.80	100.18
現金その他の資産（負債控除後）		- 159,031.01	- 0.18
合計 (純資産価額)		88,035,345.79 (約9,663百万円)	100.00

- (注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル=109.76円）による。以下別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。
- (注3) ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- (注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2021年5月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	ルクセンブルグ	投資信託	380,606.38	158.68	60,393,009.53	231.72	88,194,376.80	100.18

() 投資不動産物件

該当事項なし。(2021年5月末日現在)

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(2021年5月末日現在)

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

サブ・ファンドの2021年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2020年6月末日	93,176,631.12	10,227,067	14.06	1,543
7月末日	88,390,506.03	9,701,742	13.86	1,521
8月末日	89,584,663.90	9,832,813	14.65	1,608
9月末日	88,456,822.68	9,709,021	14.86	1,631
10月末日	84,636,786.80	9,289,734	14.59	1,601
11月末日	87,635,542.55	9,618,877	16.27	1,786
12月末日	86,669,178.23	9,512,809	16.68	1,831
2021年1月末日	85,510,989.49	9,385,686	16.97	1,863
2月末日	85,838,725.54	9,421,659	17.35	1,904
3月末日	88,482,692.41	9,711,860	18.13	1,990
4月末日	85,920,558.55	9,430,641	17.58	1,930
5月末日	88,035,345.79	9,662,760	18.13	1,990

< 参考情報 >

< 純資産の推移 > (2014年4月9日(運用開始日)～2021年5月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

2021年5月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率(注)
2020年6月1日～2021年5月末日	27.68%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年5月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2020年5月末日現在の1口当たり純資産価格(分配額の額)

< 参考情報 >

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

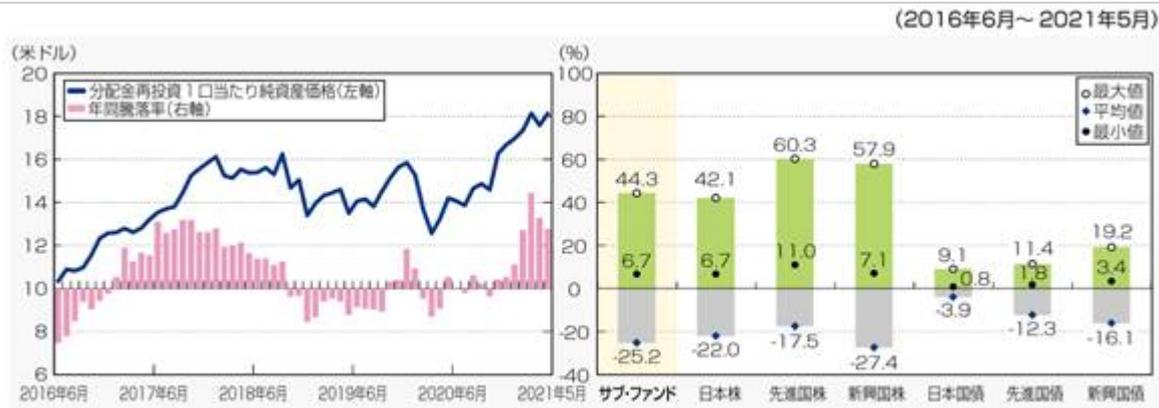
b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配額の額)(2014年については、10米ドル)

(注2) 2014年については2014年4月9日(運用開始日)から同年末日まで、2021年については2021年1月1日から同年5月末日までの収益率となります。

（３）【投資リスク】

<リスクに関する参考情報>

<p style="text-align: center;">サブ・ファンドの分配金再投資</p> <p style="text-align: center;">1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移</p> <p>2016年6月～2021年5月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。</p>	<p style="text-align: center;">サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの</p> <p style="text-align: center;">年間騰落率の比較</p> <p>左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。</p>
---	--



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はサブ・ファンドの1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) サブ・ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....BBGパークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2021年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2020年6月1日	877,940.798	3,060,958.960	4,856,385.077
~2021年5月末日	(877,940.798)	(3,060,958.960)	(4,856,385.077)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。 ）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 ）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 109.76円

(1)【資産及び負債の状況】

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

純資産計算書

2021年4月30日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価60,745,328.36米ドル (6,667,407千円))	1.2	86,014,120.04	9,440,910
銀行預金		109,414.16	12,009
資産合計		86,123,534.20	9,452,919
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	59,111.30	6,488
未払投資運用会社報酬	4	47,453.38	5,208
未払弁護士費用		35,882.72	3,938
未払印刷および公告費用		31,588.59	3,467
未払代行協会員報酬	8	7,296.20	801
未払専門家費用		6,976.34	766
未払受託会社報酬	2	4,985.67	547
未払管理事務代行会社報酬	5	4,377.60	480
未払保管会社報酬	6	2,917.62	320
未払管理会社報酬	3	2,189.72	240
その他の未払報酬		196.51	22
負債合計		202,975.65	22,279
純資産		85,920,558.55	9,430,641
発行済受益証券口数		4,886,942.184口	
受益証券1口当たり純資産価格		17.58米ドル	1,930円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド
統計情報

発行済受益証券口数、期末	
2019年10月31日	8,783,532.025 □
2020年10月31日	5,799,250.005 □
発行受益証券	704,900.471 □
買戻受益証券	(1,617,208.292) □
2021年4月30日	4,886,942.184 □

純資産、期末	米ドル
2019年10月31日	132,985,501.49 (14,596,489千円)
2020年10月31日	84,636,786.80 (9,289,734千円)
2021年4月30日	85,920,558.55 (9,430,641千円)

受益証券1口当たり純資産価格、期末	米ドル
2019年10月31日	15.14 (1,662円)
2020年10月31日	14.59 (1,601円)
2021年4月30日	17.58 (1,930円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュロージャー日本株式ファンド

財務書類に対する注記

2021年4月30日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (c) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に決定される。
- (d) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (f) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.65%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、投資運用報酬（年率0.60%）とサービス報酬（年率0.05%）から成る。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱うサブ・ファンドの受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.79%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注11．関連当事者取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売取扱会社および代行協会員ならびに販売会社は、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注12．当会計期間中の重要な事象

管理会社は、COVID - 19のパンデミック状況下におけるサブ・ファンドの状況について評価を行い、金融市場は非常に不安定で世界中の健康状態が依然として困難な状況にあるものの、本報告書日または近い将来において、サブ・ファンドを終了する予定はない旨確認している。管理会社は、受益者の最善の利益のために、サブ・ファンドの状況を引き続き注意深く監視する予定である。

注13．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

(2) 【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド

投資有価証券明細表

2021年4月30日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
383,323.70	Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	米ドル	60,745,328.36	86,014,120.04	100.11
投資信託合計			60,745,328.36	86,014,120.04	100.11
投資有価証券合計			60,745,328.36	86,014,120.04	100.11

投資有価証券の分類

2021年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.11
投資有価証券合計		100.11

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2021年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億2,838万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,675円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝133.74円）による。以下別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）第125-2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の

不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2021年5月末日現在、管理会社は、以下のとおり分類される7本の投資信託を運営および管理している。

分類		内訳（純資産価額）	
A分類	通貨建別 運用金額	米ドル建て：	4,382,437,993米ドル
		ユーロ建て：	2,828,262ユーロ
		日本円建て：	1,500,495,198,272円
		豪ドル建て：	25,710,439豪ドル
B分類	投資信託の種類 （基本的性格）	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。	

（3）【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 133.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2021年3月31日現在
(単位：ユーロ)

注	2021年3月31日		2020年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
資産					
固定資産					
- コンピューター機器	3	3,016	403	-	-
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年以内に期限の到来するもの	4	846,347	113,190	984,908	131,722
その他の売掛金					
- 1年以内に期限の到来するもの		29,010	3,880	2,510	336
- 預金および手許現金		9,186,535	1,228,607	9,223,688	1,233,576
前払金		32,315	4,322	34,413	4,602
資産合計		<u>10,097,223</u>	<u>1,350,403</u>	<u>10,245,519</u>	<u>1,370,236</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	728,377	5,446,220	728,377
- 準備金					
法定準備金	6	408,317	54,608	303,592	40,602
その他の積立金	7	1,917,876	256,497	1,668,114	223,094
		2,326,193	311,105	1,971,706	263,696
- 当期損益		1,647,949	220,397	2,094,486	280,117
		9,420,362	1,259,879	9,512,412	1,272,190
引当金					
- 納税引当金	8	503,491	67,337	470,150	62,878
- その他の引当金	9	92,037	12,309	94,426	12,629
		595,528	79,646	564,576	75,506
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		60,136	8,043	138,686	18,548
- その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	21,197	2,835	29,845	3,991
		81,333	10,877	168,531	22,539
負債合計		<u>10,097,223</u>	<u>1,350,403</u>	<u>10,245,519</u>	<u>1,370,236</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2021年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注	2021年3月31日		2020年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
費用					
その他の外部費用	11.2	221,699	29,650	305,230	40,821
人件費					
- 給与および賃金		854,160	114,235	879,875	117,674
- 給与および賃金に係る社会保障費		93,434	12,496	99,959	13,369
- 補足年金費用		19,773	2,644	24,256	3,244
- その他の社会保障費		67,448	9,020	64,103	8,573
		1,034,815	138,396	1,068,193	142,860
その他の営業費用	12.1	165,280	22,105	193,006	25,813
利息およびその他の財務費用					
- その他の利息および類似財務費用		-	-	18,855	2,522
		1,421,794	190,151	1,585,284	212,016
法人所得税	8	604,658	80,867	694,356	92,863
当期利益		1,647,949	220,397	2,094,486	280,117
費用合計		3,674,401	491,414	4,374,126	584,996
収益					
純売上高	11.1	3,576,644	478,340	4,289,749	573,711
その他の営業収益	12.2	87,511	11,704	84,377	11,285
その他の未収利息および類似収益		10,246	1,370	-	-
収益合計		3,674,401	491,414	4,374,126	584,996

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2021年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別拳された一切の業務を行う。

2021年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの7の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業的前提下で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整		
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	-	3,845	-	(829)	-	3,016

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%

注4．債権

2021年3月31日および2020年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2020年度の利益に関しては、104,724ユーロが積立てられた（2019年度の利益に関しては、88,820ユーロ。）。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2020年3月31日現在残高	5,446,220	303,592	909,514	758,600	1,668,114	2,094,486
損益の繰入額	-	104,724	1,741,050	248,712	1,989,762	(2,094,486)
分配済み配当金	-	-	(1,740,000)	-	(1,740,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,647,949
2021年3月31日現在残高	5,446,220	408,316	910,564	1,007,312	1,917,876	1,647,949

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2019年3月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,405
損益の繰入額	-	88,820	1,465,534	222,050	1,687,584	(1,776,405)
分配済み配当金	-	-	(1,465,000)	-	(1,465,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,094,486
2020年3月31日現在残高	5,446,220	303,592	909,514	758,600	1,668,114	2,094,486

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注9．その他の引当金

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	92,037	94,426
	<u>92,037</u>	<u>94,426</u>

注10．その他の債務

2021年3月31日および2020年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	21,197	9,529
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	-	20,316
	<u>21,197</u>	<u>29,845</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	3,537,644	4,284,749
弁護士報酬	39,000	5,000
	<u>3,576,644</u>	<u>4,289,749</u>

2021年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）- エル・プラス・タンジェントから、当該四半期中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する（訳注）。報酬は、四半期毎に支払われる。

訳注：正しい英文は「The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux) - L Plus Tangent an annual management fee of 0.03% of the net asset value of the sub-fund during the relevant quarter.」である旨の確認が取れているため、本文書においては、正しい英文に対する訳文を記載している。

当社は、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド（2020年8月31日付で償還した。）、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・CB・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマークカバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）（2020年6月10日付で設立された。）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド（2020年11月11日付で設立された。）、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド（2020年4

月30日付で償還した。)および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ-日興ダイナミック・エクイティ(2020年4月30日付で償還した。)から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト-日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト-ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト-米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703およびクオンティック・トラスト-早期償還目標水準設定型ファンド スマート・プレイン2020-03から、毎月後払いされる、()サブ・ファンドの当初発行価格に()関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド-カナダ・ドル・ポートフォリオは2020年5月28日付で償還、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド-オーストラリア・ドル・ポートフォリオは2021年1月29日付で償還、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド-ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは2021年2月26日付で償還した。

11.2 その他の外部費用

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	221,699	305,230

221,699	305,230
---------	---------

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	165,280	190,331
過年度の税金に係る調整	-	2,675
	165,280	193,006

12.2 その他の営業収益

	2021年3月31日	2020年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	78,456	45,315
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	-	11,700
償却済み投資信託からの現金	3,519	11,658
過年度からの税金の払戻し	-	13,576
その他	5,536	2,128
	87,511	84,377

注13．従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2021年3月31日	2020年3月31日
取締役	4	4

13.2 従業員

2021年3月31日および2020年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2021年3月31日	2020年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	2
従業員	3	3
	7	7

注14．後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2021

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2021 EUR	March 31, 2020 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Computer equipment	3	3 016	-
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	846 347	984 908
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		29 010	2 510
- Cash at bank and in hand		9 186 535	9 223 688
Prepayments		<u>32 315</u>	<u>34 413</u>
Total assets		<u>10 097 223</u>	<u>10 245 519</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	408 317	303 592
other reserves	7	<u>1 917 876</u>	<u>1 668 114</u>
		2 326 193	1 971 706
- Profit or loss for the financial year		<u>1 647 949</u>	<u>2 094 486</u>
		9 420 362	9 512 412
Provisions			
- Provisions for taxation	8	503 491	470 150
- Other provisions	9	<u>92 037</u>	<u>94 426</u>
		595 528	564 576
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		60 136	138 686
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>21 197</u>	<u>29 845</u>
		<u>81 333</u>	<u>168 531</u>
Total liabilities		<u>10 097 223</u>	<u>10 245 519</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2021
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2021 EUR	March 31, 2020 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	221 699	305 230
Staff costs			
- Salaries and wages		854 160	879 875
- Social security on salaries and wages		93 434	99 959
- Supplementary pension costs		19 773	24 256
- Other social costs		<u>67 448</u>	<u>64 103</u>
		1 034 815	1 068 193
Other operating charges	12.1	165 280	193 006
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>-</u>	<u>18 855</u>
		1 421 794	1 585 284
Income tax	8	604 658	694 356
Profit for the financial year		<u>1 647 949</u>	<u>2 094 486</u>
Total charges		<u>3 674 401</u>	<u>4 374 126</u>
INCOME			
Net turnover	11.1	3 576 644	4 289 749
Other operating income	12.2	87 511	84 377
Other interest receivable and similar income		10 246	-
Total income		<u>3 674 401</u>	<u>4 374 126</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2021, the Company manages 7 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMB C Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment		3 845		(829)	-	3 016-

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:
Computer and equipment 25%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2021 and March 31, 2020 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 104 724 was made in respect of the profit of 2020 (EUR 88 820 in respect of the profit of 2019).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2020	5 446 220	303 592	909 514	758 600	1 668 114	2 094 486
Allocation of the result	-	104 724	1 741 050	248 712	1 989 762	(2 094 486)
Dividend distributed	-	-	(1 740 000)	-	(1 740 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 647 949</u>
Balance at March 31, 2021	<u>5 446 220</u>	<u>408 316</u>	<u>910 564</u>	<u>1 007 312</u>	<u>1 917 876</u>	<u>1 647 949</u>

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2019	5 446 220	214 772	908 980	536 550	1 445 530	1 776 405
Allocation of the result	-	88 820	1 465 534	222 050	1 687 584	(1 776 405)
Dividend distributed	-	-	(1 465 000)	-	(1 465 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 094 486</u>
Balance at March 31, 2020	<u>5 446 220</u>	<u>303 592</u>	<u>909 514</u>	<u>758 600</u>	<u>1 668 114</u>	<u>2 094 486</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Provision for general expenses	92 037	94 426
	<u>92 037</u>	<u>94 426</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2021 and March 31, 2020 are analysed as follows:

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	21 197	9 529
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	-	20 316
	<u>21 197</u>	<u>29 845</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Management fees	3 537 644	4 284 749
Legal Commission	<u>39 000</u>	<u>5 000</u>
	<u>3 576 644</u>	<u>4 289 749</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2021 are as follows:

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds–European High Yield (liquidated on 31st August 2020), Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged) (created on June 10th, 2020), Nikko World Trust - Global Trading Opportunity Fund (created on 11th November 2020), Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond (liquidated on 30th April 2020) and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity (liquidated on 30th April 2020), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703 and from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)**

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

Nikko Money Market Fund – Canadian Dollar Portfolio was liquidated as of 28th May 2020, Nikko Money Market Fund – Australian Dollar Portfolio was liquidated as of 29th January 2021 and Nikko Money Market Fund – New Zealand Dollar Portfolio was liquidated as of 26th February 2021.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Other expenses	<u>221 699</u>	<u>305 230</u>
	<u>221 699</u>	<u>305 230</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Other administrative expenses	165 280	190 331
Tax adjustment related to previous years	-	<u>2 675</u>
	<u>165 280</u>	<u>193 006</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2021 (continued)****12.2 - Other operating income**

	March 31, 2021	March 31, 2020
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	78 456	45 315
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	-	11 700
Cash from liquidated Investment funds	3 519	11 658
Reimbursement tax from previous years	-	13 576
Other	<u>5 536</u>	<u>2 128</u>
	<u>87 511</u>	<u>84 377</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2021	March 31, 2020
Directors	4	4

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2021 and March 31, 2020 was as follows:

	March 31, 2021	March 31, 2020
Senior Management	2	2
Middle Management	2	2
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>7</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

6【その他】

2021年4月30日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書（2021年7月5日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正箇所を示す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

（八）資本金の額

2021年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億338万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,583円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.15円）による。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（八）資本金の額

2021年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億2,838万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,675円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝133.74円）による。

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）である投資先投資法人のサブ・ファンドである投資先ファンドのクラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドの投資目的は、主として日本企業の株式に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。また、円に対する米ドルの為替変動リスクをヘッジするために（可能な範囲で）為替ヘッジを行う。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX（配当込み）（米ドルヘッジ）^{（注2）}を参照して運用される。

（注1）TOPIXは、株式会社東京証券取引所およびそのグループ会社（以下「東証等」という。）の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等有している。

（後略）

<訂正後>

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）である投資先投資法人のサブ・ファンドである投資先ファンドのクラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券に投資することにより、トータル・リターンを最大化することを主たる目的とする。

投資先ファンドの投資目的は、主として日本企業の株式に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（税引後配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。また、円に対する米ドルの為替変動リスクをヘッジするために（可能な範囲で）為替ヘッジを行う。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（税引後配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（税引後配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社

は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX(税引後配当込み)(米ドルヘッジ)^(注2)を参照して運用される。

(注1) TOPIXは、株式会社東京証券取引所およびそのグループ会社(以下「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等有している。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

投資先ファンドにかかる費用等

<訂正前>

(前略)

() 投資先投資法人は、運営にあたり発生したあらゆる手数料および費用(税金、法務および監査業務に係る費用等を含みます。)を支払う。

2019年12月末日までの1年間の投資先ファンドの管理会社報酬等の実績は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.07%である。当該年率は、過去の実績であり、投資先投資法人および投資先ファンドの純資産価額や運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() 投資先投資法人は、運営にあたり発生したあらゆる手数料および費用(税金、法務および監査業務に係る費用等を含みます。)を支払う。

2020年12月末日までの1年間の投資先ファンドの管理会社報酬等の実績は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.07%である。当該年率は、過去の実績であり、投資先投資法人および投資先ファンドの純資産価額や運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2021年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2021年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

別紙 A

定義

< 訂正前 >

(前略)

A E O I

() 1986年内国歳入法第1471項から1474項、関連する法令および指針ならびに同様の金融口座情報報告および/または源泉税制度を実施しようとするその他の法域において規定される法令および指針、() 金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」という。)および関連する指針、() 政府間の協定、条約、規制、指針、基準またはその他ケイマン諸島(またはその他ケイマン諸島の政府機関)およびその他の法域(その政府機関を含む。)との間で、上記()および()に記載される法令、指針または基準に準拠し、促進し、補足し、実行するために締結された協定、および()上記で略述された事項を実行するケイマン諸島の法令および指針をいう。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

A E O I

() 1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、または同様の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。() 経済協力開発機構(OECD)が発行する金融口座情報の自動的交換制度 - 共通報告基準(CRS)および関連指針。() ()および()に記載される法令、規則、指針または基準を遵守し、円滑化し、補足し、または施行するために締結される、ケイマン諸島(またはケイマン諸島の政府組織)およびその他の法域(当該各法域の政府組織を含む。)との間の政府間協定、条約、規則、指針、基準またはその他の取決め。()上記に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。

(後略)

別紙 B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドである
ジャパニーズ・エクイティ
クラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券
（中略）

2. 投資目的および投資方針

投資先投資法人の唯一の目的は、投資リスクを分散し、その投資主に対し、ポートフォリオの運用結果を提供するため、投資先投資法人が利用可能な資金を、譲渡性のある証券およびその他あらゆる種類の認可資産（デリバティブを含む。）に投資することである。

投資先ファンドの特有の投資目的および投資方針は、日本企業の株式および株式に関連する有価証券に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX（配当込み）（米ドルヘッジ）^{（注2）}を参照して運用される。

（注1）TOPIXは、東証等の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等が有している。

（注2）投資先ファンドの投資運用会社により、当該指数は投資先ファンドの通貨である米ドルにヘッジしたものである。

サステナビリティ基準

（中略）

企業が投資先ファンドで保有するのにふさわしいとされるためには、その利害関係者（顧客、従業員、供給会社、株主および規制機関を含む。）に対して責任を果たす姿勢を見せることが求められる。投資先ファンドは、その事業が良好なガバナンスを示しており、かつ、利害関係者を公平に扱うことを目指している企業を選定する。

投資先ファンドの投資運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト（www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategiccapabilities/sustainability/disclosures）を参照のこと。

投資先ファンドの投資運用会社は、以下の事項を確保する。

（後略）

<訂正後>

シュロダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドである

ジャパニーズ・エクイティ

クラス（累積型米ドルヘッジ）投資証券

（中略）

2. 投資目的および投資方針

投資先投資法人の唯一の目的は、投資リスクを分散し、その投資主に対し、ポートフォリオの運用結果を提供するため、投資先投資法人が利用可能な資金を、譲渡性のある証券およびその他あらゆる種類の認可資産（デリバティブを含む。）に投資することである。

投資先ファンドの特有の投資目的および投資方針は、日本企業の株式および株式に関連する有価証券に投資することにより、3年間から5年間にわたって東証株価指数（TOPIX）^{（注1）}（税引後配当込み）を超える元本の成長（報酬控除後）を達成することである。

投資先ファンドはアクティブ運用され、日本企業の株式および株式関連証券への投資割合はその資産の3分の2以上とする。また、投資先ファンドは、その資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含む。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することもある。

投資先ファンドは、投資利益の獲得、リスクの軽減または投資先ファンドのより効率的な運営のためにデリバティブを利用することがある。

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社の格付制度に基づき、TOPIX（税引後配当込み）よりも高いサステナビリティスコアを総合的に維持している。投資先ファンドは、www.schroders.com/en/lu/private-investor/gfcからアクセスできる投資先ファンドのウェブページ上の「サステナビリティ情報」に記載される上限を超えて特定の活動、業種または発行体グループへの直接投資を行わない。

投資先ファンドのパフォーマンスは、ターゲット・ベンチマークであるTOPIX（税引後配当込み）を超えていることをもって評価される。投資先ファンドの投資ユニバースは当該ベンチマークの構成銘柄と実質的に重複する見込みである。投資先ファンドの投資運用会社は、その裁量により投資を行い、投資対象銘柄やパフォーマンスは当該ベンチマークと乖離することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、特定の投資機会を利用するために当該ベンチマーク構成銘柄と異なる銘柄やセクターに投資することがある。当該ベンチマークは、投資先ファンドと比較して環境や社会的特性または持続可能な投資目的を考慮していない。

ターゲット・ベンチマークは、投資先ファンドの投資対象を代表するものとして選定され、投資先ファンドのリターンを測るのに適切なターゲットである。

投資先ファンドは、TOPIX（税引後配当込み）（米ドルヘッジ）^{（注2）}を参照して運用される。

（注1）TOPIXは、東証等の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利、ノウハウは東証等が有している。

（注2）投資先ファンドの投資運用会社により、当該指数は投資先ファンドの通貨である米ドルにヘッジしたものである。

サステナビリティ基準

（中略）

企業が投資先ファンドで保有するのにふさわしいとされるためには、その利害関係者(顧客、従業員、供給会社、株主および規制機関を含む。)に対して責任を果たす姿勢を見せることが求められる。投資先ファンドは、その事業が良好なガバナンスを示しており、かつ、利害関係者を公平に扱うことを目指している企業を選定する。

投資先ファンドの投資運用会社のサステナビリティの取組み方および企業との関わり方の詳細はウェブサイト (www.schroders.com/en/lu/private-investor/strategic-capabilities/sustainability/disclosures) を参照のこと。

投資先ファンドの投資運用会社は、以下の事項を確保する。

(後略)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)の2021年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2021年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルクの金融監督委員会(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程(以下「I E S B A 規程」という。)に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書(経営報告書を含む。)を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCS S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCS S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2021年6月1日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・
ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2021, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2021, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, 01 June, 2021

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

V. Chan Yin
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。